

平成22年度
住宅局関係予算決定概要

平成21年12月25日
国土交通省住宅局

～ 目 次 ～

	(頁)
1. 住宅局関係予算総括表	1
2. 財政投融资等	2
3. 新規制度等	3
○ 新規制度等参考資料	5

1. 住宅局関係予算総括表

(単位:百万円)

事 項	前年度 予算額 (A)	平成 22年度 (B)	対前年度 倍率 (B/A)	備 考
住 宅 都 市 環 境 整 備				・計数は整理の結果異動することがある。
住 宅 対 策	(377,667) 626,615	201,662	(0.53) 0.32	・前年度予算額の()は、平成22年度の各事項ごとの経費の範囲にあわせて組み替え掲記したものである。
(560)			(0.00)	
地域住宅交付金等	194,560	0	0.00	
うち地域住宅交付金	194,000	0	0.00	
(15,274)			(0.99)	
公的賃貸住宅家賃対策等	15,274	15,124	0.99	
(57,893)			(1.00)	
住宅市街地総合整備	112,841	57,633	0.51	
うち高齢者等居住安定化推進事業	12,000	16,000	1.33	
うち木のまち・木のいえ整備促進事業	0	5,000	皆増	
うち密集市街地整備事業	14,000	3,783	0.27	
うち優良建築物等整備事業	5,200	1,751	0.34	
うち住宅・建築物安全ストック形成事業	19,000	2,700	0.14	
(224,000)			(0.57)	
住宅金融支援機構	224,000	128,355	0.57	
(79,118)			(0.00)	
都市再生機構	79,118	0	0.00	
(109)			(0.51)	
特定賃貸住宅	109	56	0.51	
(383)			(0.48)	
農地所有者等賃貸住宅	383	185	0.48	
(330)			(0.94)	
住宅建設事業調査費等	330	309	0.94	
(12,954)			(0.19)	
都 市 環 境 整 備	300,697	2,415	0.01	
(6,137)			(0.37)	
市 街 地 整 備	253,474	2,249	0.01	
(0)			(0.00)	
まちづくり交付金	233,175	0	0.00	・他局との共管である。
(6,131)			(0.37)	
市街地再開発事業等	19,256	2,249	0.12	
(6)			(0.00)	
都市再生推進事業	1,043	0	0.00	
(6,817)			(0.02)	
道 路 環 境 整 備	47,223	166	0.00	
(315)			(0.00)	
都市再生推進事業	315	0	0.00	
(6,502)			(0.03)	
住宅市街地総合整備	46,908	166	0.00	
合 計	(390,621) 927,312	204,077	(0.52) 0.22	
住 宅 市 場 整 備				
環境・リフォーム推進事業	0	33,000	皆増	
その他	6,905	11,842	1.72	・他局計上分を含む。
再 計	934,217	248,919	0.27	

※ 前年度予算額は、平成22年度要求額との比較対照のため組み替えて掲記してある。
住宅局関係予算としては上記のほか、社会資本整備総合交付金(仮称)2.2兆円がある。

2. 財政投融资等

(単位:百万円)

区 分	前年度(A)	平成22年度(B)	比較増△減額	倍率(B/A)
(独)住宅金融支援機構	2,759,824	3,103,335	343,511	1.12
財政融資資金	30,000	30,000	0	1.00
自己資金等	2,729,824	3,073,335	343,511	1.13
(独)都市再生機構	1,577,911	1,582,122	4,211	1.00
財政融資資金	497,200	406,500	△ 90,700	0.82
自己資金等	1,080,711	1,175,622	94,911	1.09
合 計	4,337,735	4,685,457	347,722	1.08
財政融資資金	527,200	436,500	△ 90,700	0.83
自己資金等	3,810,535	4,248,957	438,422	1.12

- (注) 1. 自己資金等には、(独)住宅金融支援機構34,550億円、(独)都市再生機構1,000億円の財投機関債及び(独)都市再生機構1,100億円の政府保証債(4年)を含む。
2. (独)住宅金融支援機構における自己資金等は、証券化支援事業における買取実績・市場金利等の動向により変動する可能性がある。
3. (独)都市再生機構は、都市再生業務分である。
4. (独)都市再生機構は、このほかに宅地造成等経過業務分として、政府保証債(2年)2,800億円及び債券1,500億円がある。

3. 新規制度等

I. 高齢者等が安心して暮らせる住宅セーフティネットの充実

(1) 高齢者等居住安定化推進事業の創設

参考資料 1

(2) 地域優良賃貸住宅（高齢者型）の床面積基準の緩和

参考資料 2

(3) 公営住宅等ストック総合改善事業の拡充

参考資料 3

II. リフォーム・省エネ化の推進

(1) 環境・リフォーム推進事業の創設

参考資料 4

(2) 既存住宅流通円滑化事業の創設

参考資料 5

Ⅲ. 木造住宅・建築物の整備促進

(1) 木のまち・木のいえ整備促進事業の創設

参考資料 6

Ⅳ. 住宅・建築物の安全・安心の確保

(1) 住宅消費者への相談体制の整備事業の拡充・延長

参考資料 7

(2) 家賃債務保証業の適正化支援等

参考資料 8

(3) 密集市街地で防火改修を併せて行う耐震改修に係る助成の強化

参考資料 9

Ⅴ. 住宅ローン返済困難者対策の拡充

(1) 証券化支援事業（フラット35）に係る返済困難者対策事業の拡充

参考資料 10

高齢者等居住安定化推進事業の創設

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

2. 内容

- (1) 高齢者等居住安定化推進事業の創設

- (2) 既存の公的賃貸住宅ストック等の活用タイプの追加

2/3

15/100

45/100

	250	250 1000	1000
	0.15	0.10	0.05

- (3) 生活支援施設付き地域優良賃貸住宅(高齢者型)及び高齢者専用賃貸住宅
(適合高齢者専用賃貸住宅の基準を満たすものに限る)の整備促進

15

10

75cm

78cm

75cm

15/100

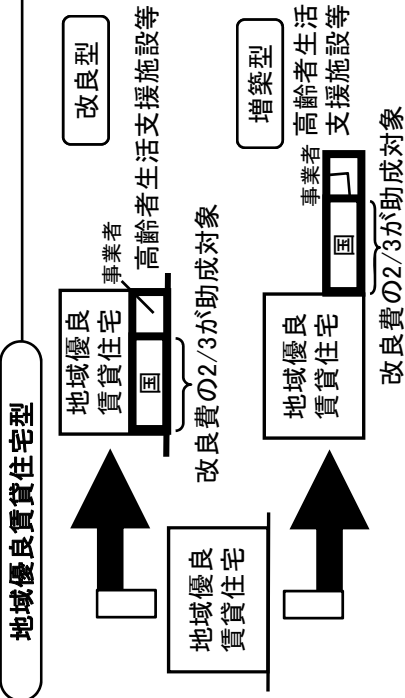
(4) 高齢者生活支援施設に係る補助対象の拡充

(5) 先導的事業に係る補助対象の拡充

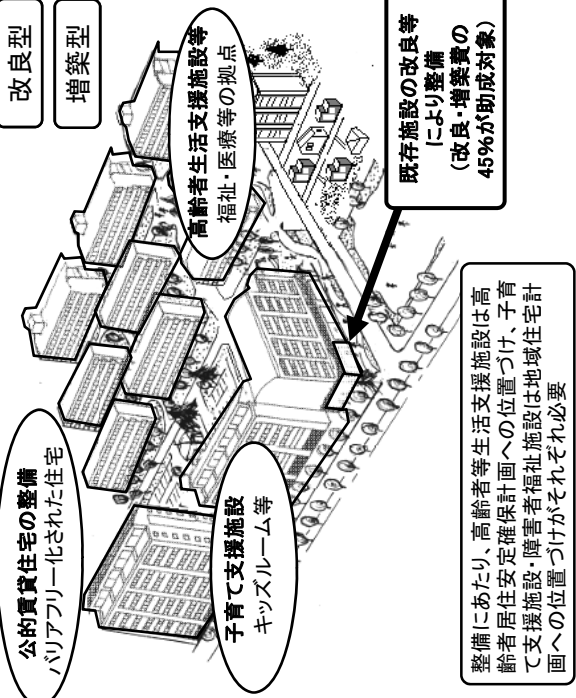
高齢者等居住安定化推進事業の創設

高齢者、子育て世帯・障害者が居住しやすい環境整備を強力に促進するため、現行の関連事業を統合して、新たに高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者・子育て世帯・障害者向け支援施設付き住宅の整備の促進を図る。

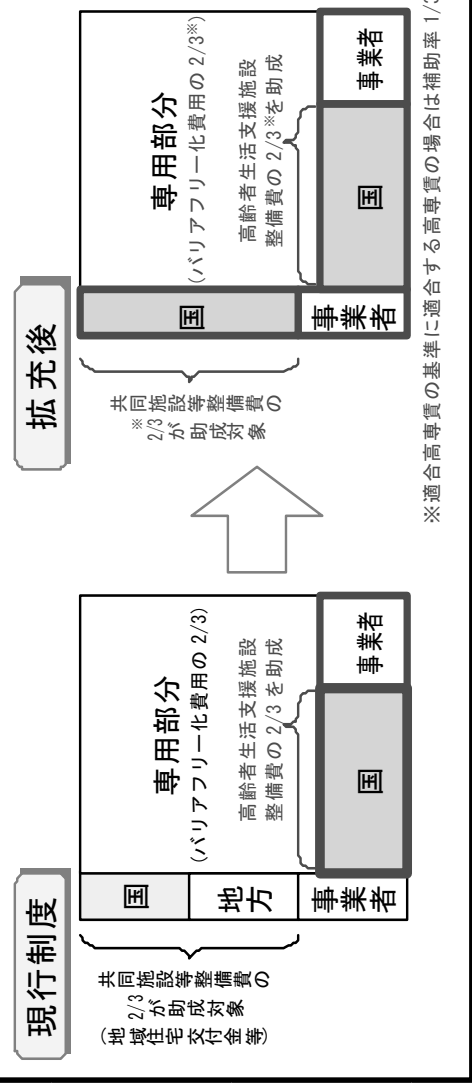
公的賃貸住宅等ストックの活用タイプの追加



公的賃貸住宅団地型



生活支援施設付き地優賃(高齢者型)及び高専賃※への支援の充実



※適合高専賃の基準に適合する高専賃の場合は補助率1/3

助成対象となる高齢者生活支援施設への医療施設等の追加

保健医療サービスとの連携を強化し、高齢者の居住の安定の確保を図るため、補助対象施設に「医療施設及び訪問看護ステーション」を追加

高齢者生活支援施設
総合生活サービス窓口、情報提供施設、生活相談サービス施設、交流施設、食事サービス施設、健康維持施設、介護関連施設等

子育て世帯・障害者に係る先導的な事業の支援対象への追加

- ・高齢者等居住安定化緊急促進事業と高齢者の居住安定確保に係る先導的取り組みを支援する事業を統合し、新たに「国が民間事業者等に直接支援を行う「高齢者等居住安定化推進事業」を創設
- ・子育て世帯・障害者の居住の安定確保を図るため、子育て世帯・障害者に係る事業を先導的取り組みに係る補助対象へ追加

地域優良賃貸住宅（高齢者型）の床面積基準の緩和

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 （内線 39-313）

1. 目 的

2. 内 容

25

18

25

18

公営住宅等ストック総合改善事業の拡充

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宣 (内線 39-313)

1. 目的

2. 内容

環境・リフォーム推進事業の創設

住宅局 住宅生産課 企画専門官 宿本 尚吾 (内線 39-452)

1. 目的

2. 内容

(1) 補助内容

- (a)
- (b)

(2) 事業主体

(3) 補助率

環境・リフォーム推進事業の創設

リフォーム市場の活性化や住宅・建築物の長寿命化・省CO2化を図るため、「環境・リフォーム推進事業」を創設する。

【リフォーム等推進タイプ】

インスペクション（建物検査）の実施と併せて行う住宅リフォーム等に対する支援

【要件】

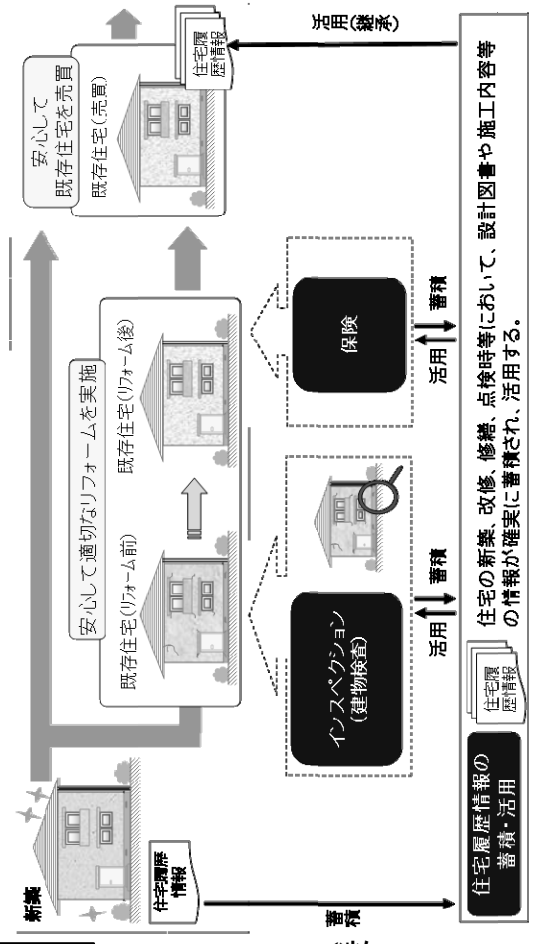
- 一定の要件を満たす建築士がインスペクションを実施すること
- インスペクション結果を踏まえ、リフォームを実施すること
- 住宅リフォーム保険又は既存住宅売買保険に加入可能な住宅となっていること等
- （売買を伴う場合）既存住宅売買保険に加入すること等

住宅・建築物の省エネ性能の向上に資するリフォームに対する支援

【要件】

- 躯体（外皮）の省エネ改修を行うものであること
- エネルギー消費量が建物全体で10%以上削減されるものであること
- 工事の公開、事業後の省エネ効果測定への協力等を行うこと

【プロジェクトのイメージ】



【長期優良住宅等推進タイプ】

長期優良住宅の普及啓発に寄与する住宅プロジェクトに対する支援

＜想定される提案例＞

- スケルトン（躯体）とインフィル（内装・設備）の分離
- 耐久性の高い新素材の活用
- 改修後の履歴の作成保管、保証の実施
- 合理的で効果的な新たな改修手法等

【住宅・建築物省CO2推進タイプ】

省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対する支援

＜想定される提案例＞

- 新エネルギー（太陽光・風力・地熱等）の有効利用
- パッシブシステム（自然光等）の導入
- 高効率な熱源システム（熱融通、燃料電池システム等）の導入
- エネルギーの使用を効率化するシステム（「見える化」等）の導入



【プロジェクトのイメージ】

＜新築（戸建住宅）のイメージ＞



既存住宅流通円滑化事業の創設

住宅局 住宅生産課 課長補佐 豊嶋 太郎（内線 39-454）

1. 目的

2. 内容

(1)

(2)

(3)

(4)

木のまち・木のいえ整備促進事業の創設

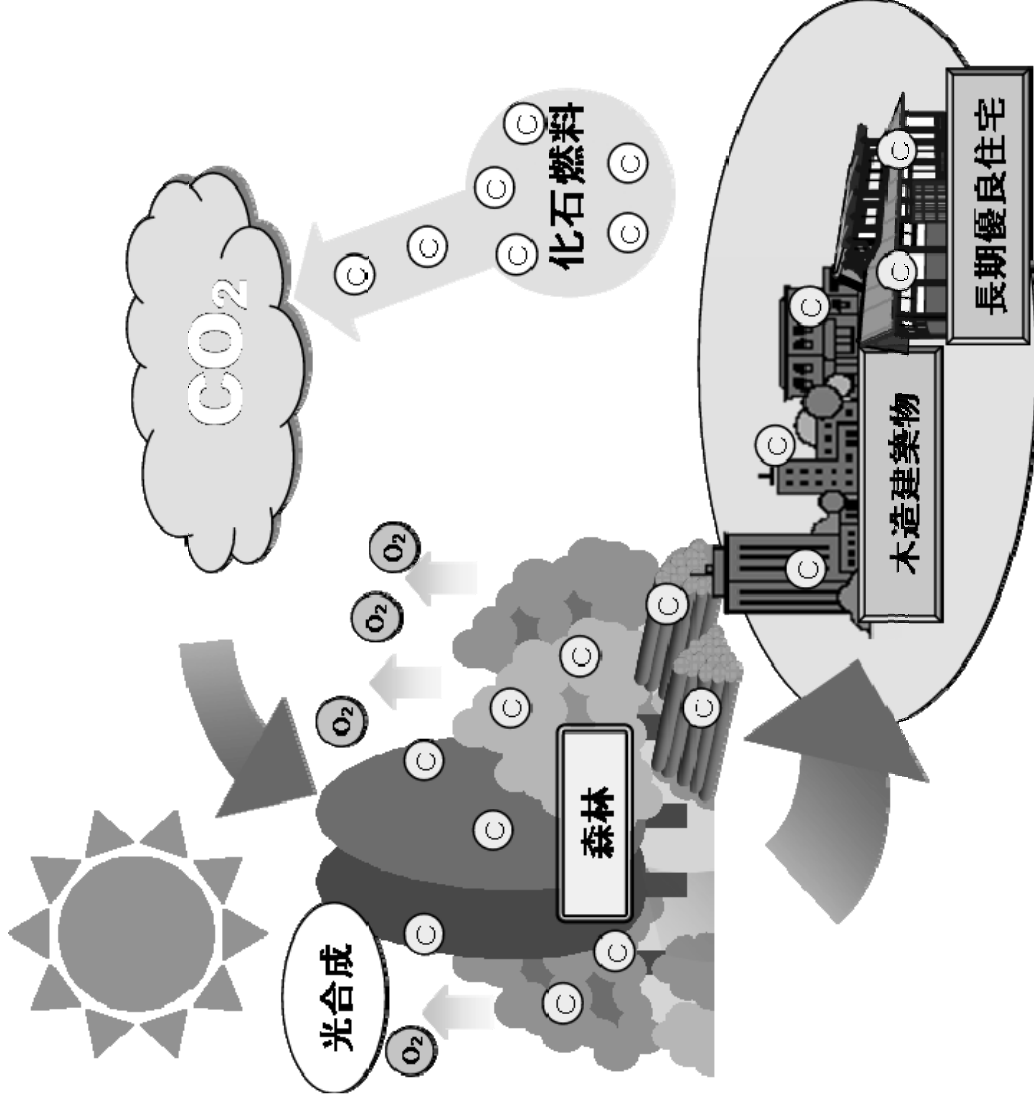
住宅局 住宅生産課 企画専門官 田中敬三 (内線 39-413)

1. 目 的

2. 内 容

木のまち・木のいえ整備促進事業の創設

《木のまち・木のいえ》の整備による
低炭素社会の実現への貢献



「木のまち」の整備促進

○ 先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の建設費の一部を助成

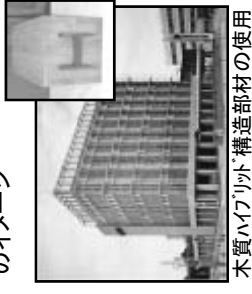
《補助の要件》

構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入

基準上特段の措置を要する一定規模以上のもの

多数の者が利用する施設又は設計・施工に係る技術等の公開等

○ 補助要件を満たすもの
のイメージ



「木のいえ」の整備促進

○ 中小住宅生産者による地域材を活用した木造の長期優良住宅等の建設費の一部を助成

《補助の要件》

長期優良住宅の認定



所定の住宅履歴情報の整備



建設過程の公開



調査・普及

評価・事務

技術基盤強化

住宅消費者への相談体制の整備事業の拡充・延長

住宅局 住宅生産課 課長補佐 豊嶋太郎（内線 39-454）

1. 目的

2. 内容

(1)

(2)

(3)

(4)

家賃債務保証業の適正化支援等

住宅局 住宅総合整備課 課長補佐 江田 頼宜 (内線 39-313)

1. 目的

2. 内容

(1) 補助内容 【平成 26 年度までの措置】

10

(2) 事業主体

(3) 補助率

(4) 限度額

150 /
10 /

密集市街地で防火改修を併せて行う耐震改修に係る助成の強化

住宅局 市街地住宅整備室 企画専門官 石坂 聡（内線 39-663）

1. 目的

1.5

2. 内容

32,600

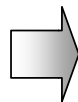
48,900

3. 改修イメージ

【防火改修と耐震改修を同時に行っている事例】



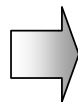
【改修前】



【改修後】



【改修前】



【改修後】

証券化支援事業（フラット35）に係る返済困難者対策の拡充

住宅局 総務課 企画専門官 内田 純夫 （内線 39-713）

1. 目的

2. 内容

()

()

× 64,000

20

	300	300	400	700
		400	700	
	30%	35%	40%	45%

× 100